

**「地方消費者行政の充実・強化のための指針～地域社会の消費者問題  
解決力の向上を目指して～」に対する意見**

①氏名	特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
②住所	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5
③電話番号	048-844-8971 埼玉県生活協同組合連合会内
④電子メールアドレス	<a href="mailto:nakusukai.01@saitama-k.com">nakusukai.01@saitama-k.com</a>
⑤職業	
⑥意見	<p>〈意見〉</p> <p>1. p11 Ⅲ1. (3) 相談体制の基盤整備 (相談員の処遇改善について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員の専門性や経験の蓄積を確保するためには雇止めを画一的に適用すべきでないことを、総務省から自治体宛に通知を発出するように、消費者庁が取り組むべきです。</li> <li>※相談員の雇止めについては、地方自治体では総務省の方針が優先であり、消費者庁の通知（平成23年2月10日付）では効果がありません。</li> </ul> <p>2. p12 Ⅲ1. (3) 相談体制の基盤整備 (民間の能力を活用した消費生活相談の室の向上について) (p12 頁指定管理者制度の利用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談業務について指定管理者を推奨するような記載は削除すべきです。</li> <li>・消費生活相談業務について指定管理者制度を導入する動きが広がっていますが、委託期間が限定されている指定管理者制度は相談員の地位の安定につながりません。指定管理者制度では相談員と担当職員が連携して相談事案のあっせん処理をすることが難しくなると思われます。</li> </ul> <p>3. p19 Ⅳ1. 消費者庁の取組の基本的な考えについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方消費者行政に積極的に取り組む自治体」や「自治体による先進性・モデル性の高い事業」を支援するだけでなく、取り組みが不十分な自治体も含めて消費者行政の基盤整備をしっかりと財政支援することが必要です。</li> </ul> <p>4. p19 Ⅳ2. (1) どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり (p19 相談員や担当職員への研修について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化基金の終了によって、相談員のレベルアップの研修が継続できなくなるのではないかという不安があります。事例検討やあっせん処理の技法の研修などの実務的な研修をこれまで以上に各地で実施できるよう、財政支援を継続・拡大すべきです。</li> <li>・消費者行政担当職員に対する研修が極めて不十分です。すべての消費者行政担当</li> </ul>

職員が国民生活センターや都道府県の職員研修を受講できるよう全国各地で職員向け研修も実施すべきです。

5. p20IV2. (1) どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり  
(p20 相談員の処遇改善の働きかけについて)

- ・相談員の専門性や経験の蓄積を確保するためには雇止めを画一的に適用すべきでないことを、総務省から自治体宛に通知を発出するように、消費者庁が取り組むべきです。

6. p20IV2 (1) どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり  
(p20 相談員へのアドバイス・支援) 及び (p20 相談解決に資する情報の提供・共有について)

- ・消費生活センターの相談処理を国民生活センターが高い水準で支援できるよう、国民生活センターの直接相談を復活すべきです。
- ・国民生活センターのADRは相談支援の延長であり、引き続き国民生活センターが実施すべきです。

7. p22IV2 (3) 地域社会における消費者問題解決力の向上について  
(p22 地方消費者グループ・フォーラムについて)

- ・地方消費者グループ・フォーラムの開催が、消費者庁によるパフォーマンスに終わらないように、地方自治体による消費者団体の育成・支援の拡大・継続と連動することが必要です。

8. p23IV2 (3) 地域社会における消費者問題解決力の向上について  
(p23 消費者教育の推進について)

- ・消費者教育推進法の制定により、消費者市民社会の形成に向けた地方自治体の消費者団体育成・支援が求められます。
- ・地方自治体が積極的に推進できるよう国の財政支援が不可欠です。

9. p24IV3 当面(平成25年度に)重点的に取り組む事項について  
(p23 (1) 自治体の基礎的な取組とレベルアップを支援について)

- ・活性化基金後の新たな財政支援を設けるとありますが、どの程度の予算額を、どのような事業について、どの程度の期間にわたって支援するのか、ほとんど分かりません。これでは自治体で次年度予算の計画を立てることができません。この指針の発表と同時に次年度の予算要求の予定額を示してください。
- ・活性化基金後の財政支援を設けるに当たっては、地方交付税措置や光交付金や活性化交付金がどのような効果であったのか、消費者庁としてどのように評価しているのか、明らかにしてください。

10. p24IV3 当面(平成25年度に)重点的に取り組む事項について  
(p24 (2) 相談員の法的位置づけの明確化について)

- ・相談員の国家資格制度の導入よりも先に、相談員の雇止めを止めさせることや、指定管理者の導入を止めさせることを実施すべきです。
- ・地方では3資格保有者さえ不足している状態であり、唐突に国家資格化を導入

するのでなく、早急に相談員養成事業を行う必要があります。

**11. p24IV3 当面（平成25年度に）重点的に取り組む事項について  
（p24（3）PIO-NETの刷新について）**

- PIO-NETの入力や検索を利用しやすく刷新することには賛成ですが、入力業務の人的費用を国が恒久的に負担することも実現すべきです。
- 地方消費者行政への財政支援は、「過渡的な措置」だけでなく、国の事務の性質を有する部分については国が恒久的に負担すべきです。

**12. p25IV3 当面（平成25年度に）重点的に取り組む事項について  
（p25（8）消費者教育の推進について）**

- 消費者教育推進法の制定により、消費者市民社会の形成に向けた地方自治体の消費者団体育成・支援が求められます。
- 地方自治体が積極的に推進できるよう国の財政支援が不可欠です。